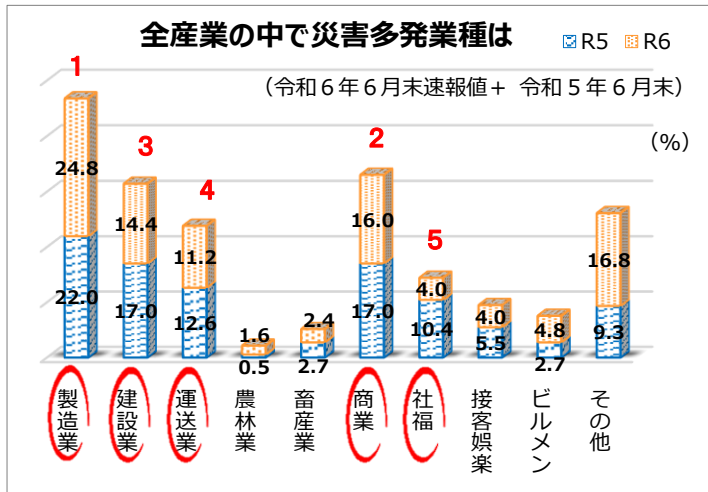




I 令和6年上半期の労働災害発生状況 令和6年6月末速報値 (令和6年及び令和5年の集計)

令和6年上半期の花巻監督署管内における労働災害の分析結果です。第14次労働災害防止計画の2年目であり、重点事項（※HP 花巻監督署からのお知らせ参照）の取組を積極的に実施していただきますようお願いいたします。



令和6年上半期 ※新型コロナウイルス感染症を除く。

全産業 令和6年6月末 125件 (死亡2、県内では5件)

令和5年6月末 182件 (死亡2、県内では3件)

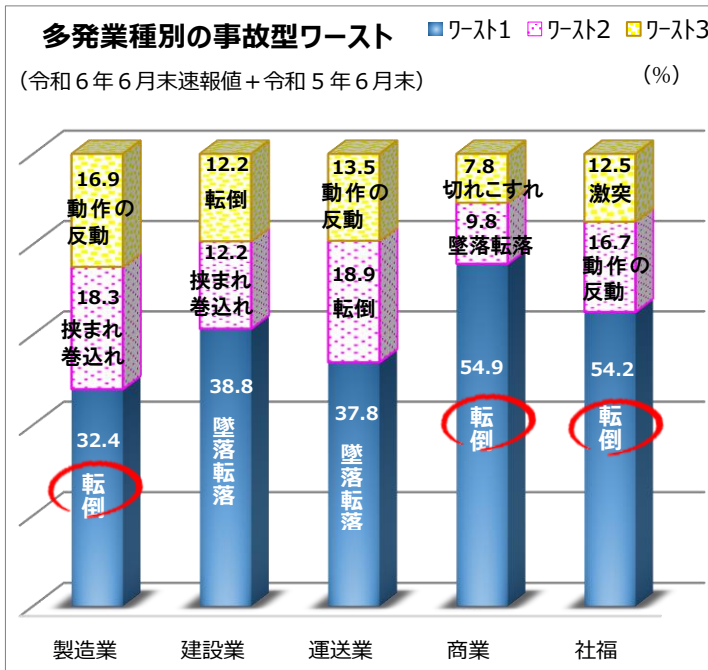
死亡災害県内8件中4件が花巻監督署管内で発生。安全管理の徹底が必要です。

- 死亡災害
- 立木の伐採作業中、枝が折れ激突
 - 高所作業車の手すりと作業面に挟まれ
 - 作業床から墜落
 - 動き出した機械と別の機械の間に挟まれた

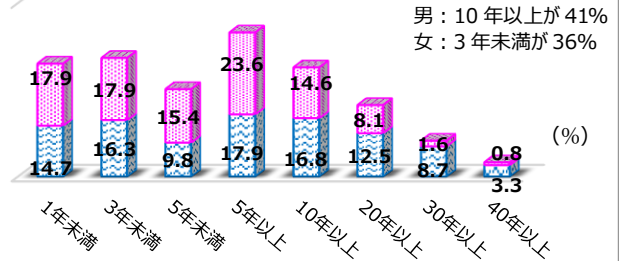


県内全体の労働災害発生状況はこちら↑

花巻監督署管内の災害統計は、「花巻監督署からのお知らせ」をご覧ください。



経験年数で見ると多いのは？



花巻監督署管内の労働災害の特徴

- 労働災害が多い業種: ①製造業、②商業、③建設業、④運送業
⑤社会福祉施設
- 経験年数 3年未満では**安全教育**が十分に行われておらず、ベテランは慣れからくる油断、また、高齢化に起因する災害が目立つ(※**EIジフレンドリーガイドライン**に基づく取組を進めましょう)。
- 転倒災害がダントツに多い(転倒予防対策を徹底しましょう)。

労働災害が多いTOP5業種の特徴

- 1位 製造業: **転倒**
- 2位 商業: **転倒**
- 3位 建設業: **墜落転落**
- 4位 運送業: **墜落転落**
- 5位 社会福祉施設: **転倒**



業種ごとに最も多い事故型に対する**リスクセサメント**を行い、必要な対策を十分に!

II シリーズ 安全衛生クイズ ④『安全な通路』の巻

工場内や敷地内の通路が明確に区分されておらず、フォークリフトとの接触事故に至ったり、通路に荷物や製品などが置いてあったためつまずき転倒した、通路が狭く傾斜があって転んだなどの事例は多数あります。工場内や敷地内の通路を常に安全な状態に保ち、労働災害を予防しましょう!



- 第1問 バックヤードの通路が暗いけど、どうする? ①作業しないから大丈夫 ②真っ暗じゃないから大丈夫 ③採光・照明を設ける (ノ安衛則 541条)
- 第2問 通路の安全確保って何? ①一人歩ければ十分 ②つまずき・滑り等の危険が無い状態 ③通路面から高さ1.8m以内に障害物を置かない (ノ安衛則 542条、544条)
- 第3問 機械と機械の間の通路はどうする? ①人が通ればよい ②特に規制はない ③幅80cm以上を確保する (ノ安衛則 543条)
- 第4問 現場の架設通路はどうする ①勾配は30度以下(※例外あり) ②勾配15度以上は滑り止め ③高いけど手すりは不要 (ノ安衛則 552条)
- 第5問 非常口の安全対策は? ①普段から出入りしているのと特に何もしない ②非常灯・避難の表示、出入口周辺の整理整頓 (ノ安衛則 549条)

転倒予防のためにも、安全な通路が確保されているか、点検しましょう!

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう!

Ⅲ 熱中症対策は万全ですか？

7月になり日差しも強くなってきましたね。いよいよ夏スタート！子供たちは元気にプールですが、職場は厳しい作業環境の到来ですね。情報チャンネル5月号、6月号にも掲載していますが、「熱中症対策」。皆さんの職場ではどんな取組をしていますか？全国的に死亡者も発生していますが、過去の熱中症災害事例から、以下の取組を進めていただこうをお願いします。

ポイント1

●暑さ指数（WBGT 値）の活用

WBGT 計によって計測、又は熱中症予防情報サイトをチェック！



熱中症予防情報サイト [はこちら](https://www.wbgt.env.go.jp/) ↓
<https://www.wbgt.env.go.jp/>



作業開始前
チェック!!

ポイント2

●体調管理

水分や塩分の適切な補給は必須事項です。そのほか、一人一人が

前日のチェック	仕事前のチェック
<input checked="" type="checkbox"/> 前日の飲酒は控えめに	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか
<input checked="" type="checkbox"/> くっすり眠る	<input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか
<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認	<input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか
	<input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認
仕事中のチェック	
<input checked="" type="checkbox"/> 単独作業を避け、声をかけ合う	
<input checked="" type="checkbox"/> 監督者は現場パトロール	
<input checked="" type="checkbox"/> 水分・塩分の補給	
<input checked="" type="checkbox"/> こまめに休憩	

詳しくはコチラ

注意すべきこととして、食事、睡眠、飲酒など普段の生活次第でリスクを高めてしまいますので、日々の規則正しい生活習慣、自己の健康管理に十分留意し、この夏を元気に乗り切りましょう。

【熱中症になった人の事例】

- ① 作業開始直後に倒れた → 夜が遅かったので、朝起きられず、朝食を食べなかった。
- ② 体調が十分ではなかった → 好きな番組を見ていて遅くまで酒を飲んでた（二日酔い）。

★ 睡眠不足は、疲労回復の妨げ。リスクが高まる。
★ 朝食抜きは、栄養・水分・塩分の補強ができず、リスクが高まる。

熱中症予防のための情報・資料は[こちら](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/) → https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

Ⅳ ご存じですか？「花巻地域産業保健センター」

さんぽセンターのご案内

働く人の心と体の健康を守るため、職場の産業保健活動（衛生対策や健康対策など）に携わる産業保健スタッフ（衛生管理者、衛生推進者、保健師、産業医、事業主、人事労務担当者等）向けに、産業保健に関する研修や専門的な相談、情報提供・広報啓発などの各種支援を無料で提供しています。職場環境の改善、健康管理、メンタルヘルス対策など、各種の支援が **無料** で受けられます。是非ご利用ください。

【健康診断の実施においてご留意いただきたい点】

健康診断の結果、異常の所見があると診断された人（有所見者）については、健康を保持するために必要な措置に関し、3 か月以内に医師等から意見聴取を行わなければなりません（安衛法第 66 条の 4、安衛則第 51 条の 2）。50 人未満の中小規模事業場では、産業医の選任義務がないことから、産業医を選任していないことが殆どであり、「医師？どうするの？」と悩むこともあります。その際は、「地域産業保健センター」をご活用ください（花巻地域産業保健センターは花巻市医師会内にあります）。

産業保健に関するご相談は岩手産業保健総合支援センターをご利用ください。

独立行政法人 労働者健康安全機構
岩手産業保健総合支援センター
盛岡市盛岡駅西通 2 - 9 - 1 マリオス 14 階
URL : <https://www.iwates.johas.go.jp/>



Ⅴ 建設業の皆さま「手すり先行工法ガイドライン」が改正されました

足場からの墜落・転落災害を防止するため、足場の作業床となる箇所適切な手すりを先行して設置する手すり先行工法が有効であることから、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、手すり先行工法の普及を図ってきたところです。ガイドラインが改正されましたので、その内容をご確認いただき、死亡災害のリスク低減措置を確実に講じましょう！

改正のポイント

1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

くさび式緊結式足場について、構造上の留意事項など、手すり先行工法採用時の留意点を追記。

2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落静止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化などに関する法改正を反映。

3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

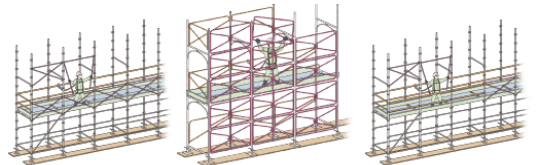
親綱機材、安全ネットなど、足場の部材の最新技術基準を反映。



手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省は、積極的にその普及を図っています。本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和 5 年 12 月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介いたします。



手すり先行工法の積極的な採用とともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、墜落災害を防止！



ガイドライン詳細はこちら → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40003.html

リーフレットはこちら ↓ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001259309.pdf>

VI 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法

法改正

I : 育児・介護休業法の改正ポイント

※詳細は今後省令で定める。

- 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務に
- 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大
- 育児のためのテレワークの導入が努力義務化
- 育児子の看護休暇を見直し
 - 対象となる子の範囲 → 小学校3年生修了までに延長
 - 取得理由に「入園式、卒園式」「入学式」を追加
 - 労使協定の締結により除外できる労働者 → 「週の所定労働日数が2日以下」のみに
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務に
- 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大
- 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務に

II : 次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- 法律の有効期限を
令和17年（2035年）3月31日までに延長
- 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定を義務付け
従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付け
 - 計画策定時の育児休業取得状況や労働時間の状況把握等（PDCAサイクルの実施）
 - 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する数値目標の設定

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する

お問い合わせは、岩手労働局 雇用環境・均等室へ
受付時間 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）
電話番号 019-604-3010



改正育児・介護休業法について詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

就業規則（育児介護規定）の変更 → 労働基準監督署に変更の届出が必要です。

VII 労働基準監督署チャットボットのご案内

労働基準監督署 チャットボットのご案内

労働基準監督署の業務に関する一般的なお問い合わせに24時間対応しています。
こんなご質問はありませんか？

労働者の方法

- 労働基準監督署の開庁時間を教えてください
- 会社の都合で仕事を休まれているが休業手当はないのかを知りたい
- 労働基準監督署の住所・電話番号を教えてください
- どのような場合に労災と認められるのかを知りたい

事業主の方法

- ストレスチェック制度とは何かを知りたい
- 最低賃金はいくらかを知りたい
- 労働契約書（雇用契約書）の作り方を教えてください
- 労働者が怪我をしたため、労災の手続きや請求書の書き方について教えてください

PC/スマホどちらも24時間対応！ぜひご利用ください！

厚生労働省では、一般的な労働条件、安全衛生、労災保険関係等に関するお問い合わせを「労働基準監督署チャットボット」により24時間対応していますので、ご利用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/roudoukijyunkantokusyo-chatbot.html>



通常の電話相談、窓口相談も受け付けております。

また、賃金未払や解雇等に関する申告も窓口にて受け付けています。

<チャットボットご利用に関する注意事項>

- チャットボットは AI（人工知能）を活用したシステムによる自動応答です。有人によるチャットではありません。質問の意図を AI が認識しない場合には、表現や文言を変えて再度入してください。
- チャットボットは 24 時間 365 日利用できますが、システム障害等により停止することがあります。
- チャットボットは、個別の質問には対応しておりませんので、個人情報を入力しないでください。
- ご質問が多い事項に対応しています。したがって、あらゆる質問に対応しているわけではありません。
- 回答は、専門用語を一般的な用語に置き換えて説明している場合があります。
- チャットボットの回答精度の向上や機能改善を目的として、利用者の利用履歴（入力された質問及び表示された回答）を必要な範囲で記録しています。

VIII 労働基準法 よくある相談 ③ 『割増賃金』 その1

時間外労働や休日労働を行わせた場合には、「割増賃金を支払わなければならない」ということは殆どの方が知っていますよね。

しかし、労働基準監督署には、「残業手当が払われない」「残業代が少ない」「固定残業だから何時間残業しても同じ」などの相談が寄せられており、定期的な監督指導の際にも、割増賃金の対象となる時間数誤り、割増賃金の時間単価誤り、固定時間以上の労働時間に対する未払いなどが確認されています。

そこで、正しい割増賃金についておさらいしてみましょう。最初に、労働時間の考え方について確認しましょう。

（次回も割増賃金について解説します）

労働時間のきまり

【労働基準法第32条～35条】

法定労働時間【労働基準法第32条】

■働く時間の長さは
原則 **1日8時間以内** かつ **1週40時間以内**
商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業で、規模10人未満の事業場は、1週間44時間とすることができる。

法定休日【労働基準法第35条】

■休日は **毎週1日以上** 又は **4週4日以上**

休憩時間【労働基準法第34条】

■休憩時間は、1日の労働時間が
6時間を超える場合 → 45分以上
8時間を超える場合 → 60分以上
を仕事の途中で与えなければなりません。

変形労働時間制やみなし労働、裁量労働制などを採用している会社もあるよ！

変形労働時間制を採用している場合、変形期間を平均し、週当たり40時間を超えないよう、労働時間、休日を設定

労働時間の考え方

【労働基準法第32条～35条】

9:00 12:00 13:00 17:00 18:00 20:00 22:00 5:00

始業時刻 1h 休憩時間 1h 所定労働時間 (休憩時間除く) 8h - 1h = 7h 法定労働時間 (※休憩時間除く) 8h 拘束時間 (始業から終業まで) 11h

17:00 18:00 20:00 2h 法定外労働 (残業) 1h 法定内労働 (所定時間外労働) 2h 法定外労働 (残業) 2h

深夜労働 (夜10時から朝5時までの時間帯)

ここが割増賃金の対象 割増率 1.25

IX 自主点検にご協力ください 第14次防

花巻労働基準監督署では、第14次労働災害防止計画[※]における重点実施事項の取組状況に関する自主点検を行っています。

※「第14次労働災害防止計画」はこちら↓

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/hanamakikantokusyo/anzenisei_saiboukeikaku.html

第14次労働災害防止計画 (概要版)

花巻労働基準監督署

「労働災害防止計画」は、安衛法第6条に基づき労働災害の防止に関し、基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。

花巻監督署では「一人の犠牲者も出さない」という基本理念のもと、死亡災害、死傷災害の減少を目標とし、8つの重点対策の取組を求めています。

重点対策ごとに「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定め、毎年これらの指標を用いて取組状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。そのための点検表となりますので、是非ご協力をお願いいたします。



道路貨物運送業



建設業



製造業



林業

【見える安全事例集をご活用ください】

花巻監督署では、参考となる他社の事例をまとめてHPに掲載しています。↓

花巻監督署からのお知らせ 検索



共通

XI 働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。以下のコースがありますので、内容をご確認の上、是非ご活用ください。 **！締切日にご注意ください。**

業種別対応コース（建設業、運送業、病院など）

令和6年4月から時間外労働上限規制が適用される業種が対象。時間外労働の削減等、職場環境の改善に取り組む事業場に対し支給。

労働時間短縮・年休促進支援コース（中小企業）

生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業に対し支給。

勤務間インターバル導入コース（全産業）

勤務間インターバル制度（勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設ける）の導入に取り組む中小企業に対し支給。

団体推進コース（全産業）

中小企業の事業主団体等の傘下事業主が、労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に支給。助成金に関するお問い合わせは、若手労働局 雇用環境・均等室まで。

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金

働き方改革推進支援助成金について

詳しくはこちら



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/subsidy.html>

X 多発する転倒災害を予防しよう！

転倒災害は、多発災害であり、全業種共通の課題です。花巻労働基準監督署では、以下の取組を推奨します。

1 「見える化」 → 危険マップの作成、リスクアセスメント

事務室・工場・駐車場など職場の「すべりそうな所」「つまづく可能性がありそうな所」「ぶつかる可能性がありそうな所」など、ヒヤリ・ハット事例を含み危険な箇所の拾い出し（リスクの拾い出し）を行い、写真入りの「**危険マップ**」を作成する等、全社員に周知しましょう。

拾い出した危険箇所は、「**リスクアセスメント**」により、必要な対策を講じましょう。

2 「転倒予防体操」 → 転倒に強い体づくり

朝礼、ラジオ体操を実施している企業もあると思いますが、ラジオ体操に追加して、腰や股関節周辺の可動域や体幹（バランス）、大腰筋や腸骨筋などの**インナーマッスル**を鍛えることにより、「**転倒に強い体づくり**」を進めましょう。元気で若々しくいるためにも「**継続は力なり!**」

片足立ち（フラミンゴ体操）

フラミンゴのように片足で立つだけ。不安な人は、壁やテーブルに手を添えて行ってもOK。体重を片足に乗せ、負荷を与えることにより骨を強くする効果も。



大腰筋と腹横筋を鍛える足踏み

膝を上げ 右肘・左膝、左肘・右膝と交互につける。1回1秒のペースでリズムカルに。背中は丸めない。笑顔でガンバロー！



足の付け根の筋肉ストレッチ

腰周辺の筋肉、股関節などの稼働域を意識してゆっくり。片側30秒で足をチェンジ。



XII ハチ刺されに注意 労災補償

夏を迎え、ハチの活動が活発になり、ハチ刺されのニュースも聞かれるようになってきました。

業務にともない、ハチがいるような環境下で作業していてハチに刺された場合には、労災保険が適用される場合があります。

【事例】屋外で刈払い作業中、スズメバチに刺された。

屋外で清掃作業中、スズメバチの巣があり刺された。

業務中に、ハチに刺されたら労働基準監督署にご相談ください。



【スズメバチ】

夏～秋にかけての被害が多い。巣に近づいたり刺激すると、集団で襲ってくるので特に注意が必要。毒性が強く、刺されると人によってはアレルギー反応（アナフィラキシーショック）によって死亡することもあります。

巣に近づくと威嚇のため周囲を飛び始めるので、静かにその場を立ち去る。急な動きなど、ハチを刺激しないことが第一。黒いもの（服・目・頭）や香水などはハチを刺激するので身につけないようにします。ジュース類も注意（缶ジュースを飲んでいて唇を刺された事例も）。糖分がハチを呼び寄せます。

【アシナガバチ】



スズメバチと並んで被害の多いハチ。草やかん木などに巣をつくるため、下刈りで巣に気づかず刈ってしまい、刺されることが多い。スズメバチ同様、アナフィラキシーショックに注意が必要です。

【ハチ類に刺されたら】

抗ヒスタミン剤含有の軟膏を塗ったり、冷水で冷やします。インセクトポイズンリムーバーで毒を吸い出すのも効果的です。アレルギー体質の場合もあるので、刺されたら迅速に手当てをして、涼しい日陰で安静にします。発疹や悪寒、貧血、めまい等の症状が出た場合には、速やかに病院へ行きましょう。

